

第 242 回広島県都市計画審議会付議案の概要書

(別紙)

議案 番号	都市計画 区 域	市 町	付議事項	摘 要	計画の内容
1	広島圏	府中町 海田町	広島圏都市計画都市 高速鉄道の変更につ いて	にしにほんりよかくてつどうかぶしきがいしゃ 西日本旅客鉄道株式会社 山陽本線（変更） にしにほんりよかくてつどうかぶしきがいしゃ 西日本旅客鉄道株式会社 呉線（変更）	<p>【西日本旅客鉄道株式会社山陽本線】 海田町域における施工範囲の縮小及び広島市船越地区の構造の 変更に伴い、区域の一部を変更する。 ・変更区間 L = 約 1,900m</p> <p>【西日本旅客鉄道株式会社呉線】 海田町域における施工範囲の縮小に伴い、区域の一部を変更す る。（起点の変更は広島市） ・変更区間 L = 約 1,540m</p>
2	広島圏	府中町 海田町	広島圏都市計画道路 の変更について	やま て せん 山の手線 あおさきうねせん あおさきなかみせせん 青崎畝線（青崎中店線） かいたせのせん 海田瀬野線（廃止）	<p>【山の手線】 西日本旅客鉄道株式会社山陽本線との交差部の高架化に伴い、 一部区間の構造及び区域を変更する。  ・変更区間 L = 約 540m</p> <p>【青崎畝線・海田瀬野線（廃止）】 青崎中店線については、（１）山の手線の高架化に伴う海田瀬野 線の区域の取り込み、（２）終点を森島西谷線との交差点への位置 付け、（３）広島市船越地区、海田町中店及び上市地区での山陽本 線の盛土構造への変更に伴う鉄道側歩道の削除、（４）駅前広場を 有し、接続する海田駅前線の廃止により、名称、終点及び一部区 域の変更とともに海田市駅北口広場を追加する。また、海田瀬野 線を廃止する。 ・青崎畝線 変更区間 L = 約 1,470m ・青崎畝線 駅前広場の追加 A = 約 3,000m<sup>2</sup> ・海田瀬野線 変更区間 L = 約 2,280m（廃止）</p>

第 242 回広島県都市計画審議会付議案の概要書

(別紙)

議案番号	都市計画区域	市 町	付議事項	摘 要	計画の内容
3	広島圏	海田町	広島圏都市計画道路の変更について	ほりかわそだせん 堀川曾田線 ひろしまさいじょうせん 広島西条線	<p>【堀川曾田線】 本路線に接続する3路線（森畠西谷線，新開蟹原線，市頭西谷線）の変更に伴い，当該路線と本路線の交差点における隅切り区域を削除する。 ・幹線街路と平面交差 4ヶ所→3ヶ所</p> <p>【広島西条線】 本路線に接続する2路線（新開蟹原線，市頭西谷線）の変更に伴い，当該路線と本路線の交差点における隅切り区域を削除する。 ・幹線街路と平面交差 6ヶ所→4ヶ所</p>
4	備後圏	福山市	備後圏都市計画道路の変更について	つのごうならつせん 津之郷奈良津線	<p>福山北消防署前交差点において，付加車線（右折車線）の設置に伴い，区域の一部を変更する。 ・変更区間 L＝約 180m</p>
5	広島圏	廿日市市	産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の用途変更について	建築基準法第51条ただし書	<p>廃プラスチック類破砕施設の移設に伴い，既存建物の用途変更を行う。 ・破砕施設：1台移設</p>
6	千代田	北広島町	産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の増築及び用途変更について	建築基準法第51条ただし書	<p>産業廃棄物処理需要の増加に対応するため焼却施設（第2号炉）の増築を行う。また，既存の焼却施設（第1号炉）の処理工程の一部である油水分離施設からの分離抽出物を補助燃料として場外の事業所で再利用するための利用形態の変更に伴い用途変更を行う。 ・焼却施設：1台新設 ・油水分離施設：3台用途変更</p>